

卒業の認定方針

学業成績並びに卒業については、学則第5章及び第6章の規定及び学業成績並びに卒業に関する細則により認定する。

岡山労災看護専門学校 学則から抜粋（第6章 卒業）

（修了の認定）

第21条 校長は、別表1に定める全単位を取得したと認めた者に卒業証書を授与する。

- 2 前項の認定に当たっては、出席しなければならない日数の3分の1を超えて欠席した者については、原則として卒業することはできない。ただし、欠席日数の算定に当たっては忌引きによる日数及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第12条の規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。

（卒業時の取得資格）

第22条 校長は、前条の規定により別表1に定める全単位を取得したと認めた者に、専門士の称号を授与する。

- 2 前条の規定により別表1に定める全単位を取得した者は、看護師国家試験受験資格を得ることができる。

（卒業の延期）

第23条 校長は、第21条の規定により卒業できなかった学生の在学期間を、3年を限度として延長することができる。

岡山労災看護専門学校 学業成績並びに卒業に関する細則から抜粋

（卒業・資格取得の要件）

第1条 本校を卒業し看護師国家試験受験資格を取得するには、3年以上在学し、学則に定められた単位を修得することが必要である。